

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第12期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 芳賀 修

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 芳賀 修

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社
(大阪府中央区備後町二丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		2011年度 第1四半期 連結累計期間 (自2011年 4月1日 至2011年 6月30日)	2012年度 第1四半期 連結累計期間 (自2012年 4月1日 至2012年 6月30日)	2011年度 (自2011年 4月1日 至2012年 3月31日)
経常収益	百万円	218,747	209,827	850,350
うち信託報酬	百万円	5,959	5,420	23,497
経常利益	百万円	86,624	68,955	274,872
四半期純利益	百万円	63,327	43,285	
当期純利益	百万円			253,662
四半期包括利益	百万円	67,666	25,994	
包括利益	百万円			300,884
純資産額	百万円	1,614,242	1,820,593	1,843,329
総資産額	百万円	42,134,674	41,577,593	43,199,830
1株当たり四半期純利益金額	円	25.83	17.71	
1株当たり当期純利益金額	円			96.56
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	18.60	11.87	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円			68.36
自己資本比率	%	3.57	4.11	4.01
信託財産額	百万円	25,395,195	23,795,833	23,973,650

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載してあります。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当第1四半期連結累計期間も欧米の景気減速が世界経済の重石となりました。昨年の金融引き締めの影響が残る中、欧州向けの輸出が減少したことで、中国の成長率は2009年以来の低さとなりました。また、中国の需要鈍化から、原材料価格が下落、資源国の経済も影響を受けました。こうした状況から、金融緩和の動きが相次ぎ、中国、ブラジル、豪州などが利下げを実施しました。

日本経済は比較的安定した推移となりました。火力発電用の天然ガスなどの輸入増加もあり、貿易赤字は高水準だったものの、東日本大震災の復興予算が景気を下支えしました。

金融市場は、スペインが金融機関の救済資金をEUに要請したことや、景気悪化や政権の支持基盤の弱さから財政赤字削減目標の達成が危ぶまれる国が増えてきたことなどをきっかけに、資金の流れがリスク回避的となりました。スペインやイタリアの国債利回りが上昇する一方、日米独の国債利回りは低下、円相場はドルやユーロに対して円高に振れました。世界的な金融緩和が続いたものの、日経平均など主要市場の株価は米国を除くと冴えない動きとなりました。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、2003年11月に集中再生期間における計画として、「経営の健全化のための計画」(以下、健全化計画)を公表し、徹底した財務改革を中心とした再生のための基礎を構築いたしました。その後の健全化計画においては、「リストラから営業力強化へ」(2004年11月公表)、「差別化戦略の徹底による持続的成長」(2006年11月公表)を掲げ、経常的な黒字体質を維持するための営業力の強化、公的資金返済に向けた持続的な成長に注力してまいりました。2008年11月公表の健全化計画では、『りそな』の差別化戦略の徹底による更なる「事業領域の選択と集中」や、「りそなスタイルの確立」に取組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」を目指し、お客さま本位の経営に向けた様々な改革に挑戦してまいりました。

これらの改革において、不良債権比率や経費率を大幅に改善し、経営体質を強化するとともに、銀行業からサービス業への進化を目指してまいりました。地域に根付いたお客さま本位の経営は着実に成果を上げてまいりましたが、2008年11月の健全化計画公表以降、世界的な金融市場の混乱や、欧州における経済不安の発生等、内外の経済状況が著しく変化するとともに、金融機関をとりまくビジネス環境も大きく様変わりしてまいりました。

これらの経済状況や経営環境の変化への対応も踏まえ、2010年11月に“2014年3月末までを新たな計

画期間とする健全化計画”を公表いたしました。当グループは、これまで実践してまいりました「事業領域の選択と集中」と「りそなスタイルの確立」に継続して取り組み、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に加えて「信託機能の発揮」を『りそな』の差別化戦略の柱とし、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指してまいります。

『りそな』の目指す“スマート”とは、“高度な知識やスキルに基づく洗練された賢さ”と、“オペレーション改革等により実現されるスピードや利便性”を兼ね備えた金融サービスをご提供することで、個人のお客さまには、人生の様々な場面でご活用いただける最適な商品・サービスをご提供する「生活設計サポート型ビジネス」を、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案を通じて、事業の成長をサポートする「経営課題解決型ビジネス」を実践してまいります。また、個人のお客さま、法人のお客さまを問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築することにより、お客さまのお役に立てる“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を実現してまいります。

こうした取り組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指してまいります。

また当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ傘下銀行については、質の高い金融サービスの提供を通じ、お客さまニーズに多面的にお応えすることで、長期にわたり親密にお取引をいただけるお客さまの増加に努めてまいります。また、経営資源の適切な配分と効率的活用を徹底しつつ、地域における現場力向上を軸としたお客さま目線での更なる改革に取り組んでまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、各傘下銀行と連携して専門性・効率性の一層の向上に取り組み、持続的な成長とグループ企業価値の向上を実現してまいります。

(業績)

当第1四半期連結累計期間における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比1兆6,222億円減少して4兆1,775億円となりました。

資産では、有価証券が前連結会計年度末比6,017億円減少して10兆7,341億円で、貸出金は前連結会計年度末比5,517億円減少して25兆2,309億円となりました。負債では、預金が前連結会計年度末比7,094億円減少して33兆8,141億円となりました。

純資産の部については、その他有価証券評価差額金の減少などにより前連結会計年度末比227億円減少して1兆8,205億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、353円79銭となっております。

連結粗利益は、前第1四半期連結累計期間に計上した信託受益権配当の剥落などにより、前第1四半期連結累計期間比(以下前年同期比)125億円減少して1,576億円となりました。また、株式関係損益は前年同期比116億円減少し121億円の損失となりましたが、与信費用総額は前年同期比68億円改善して113億円の戻入益となったことから、税金等調整前四半期純利益は前年同期比172億円減少して689億円となりました。一方、税金費用等は前年同期比27億円増加し、この結果、連結四半期純利益は前年同期比200億円減少して432億円となりました。また、1株当たり四半期純利益は17円71銭となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、業務粗利益が前年同期比32億円減少し657億円で、与信費用控除後業務純益は、前年同期とほぼ同水準の238億円となりました。

法人部門は、業務粗利益が前年同期比48億円減少し688億円に、与信費用控除後業務純益は、前年同期比7億円減少し417億円となりました。

市場部門は、業務粗利益が前年同期比44億円増加し176億円に、与信費用控除後業務純益は、前年同期比46億円増加し154億円となりました。

当第1四半期連結累計期間における主な項目の分析は、以下のとおりです。

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前第1四半期 連結累計期間比
経常収益	2,187	2,098	89
連結粗利益	1,701	1,576	125
資金利益	1,166	1,110	55
信託報酬(償却後)	59	54	5
(信託勘定不良債権処理額)	0	0	0
役務取引等利益	292	298	6
特定取引利益	64	46	18
その他業務利益	118	66	52
一般貸倒引当金繰入額	-	-	-
営業経費	885	875	9
臨時損益	49	11	61
うち株式関係損益	5	121	116
うち不良債権処理額	71	65	6
うち与信費用戻入額	115	178	62
うち持分法による投資損益	0	0	0
経常利益	866	689	176
特別利益	2	5	3
特別損失	5	5	0
税金等調整前四半期純利益	862	689	172
法人税住民税及び事業税	38	136	98
法人税等調整額	179	110	68
少数株主利益	11	10	1
四半期純利益	633	432	200
与信費用総額	44	113	68

(注) 与信費用総額 = 信託勘定不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額 + 不良債権処理額 + 与信費用戻入額

国内・海外別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内は1,094億円、海外は24億円となり、合計（相殺消去後、以下同じ）では、1,110億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ54億円、46億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大宗を占めており、それぞれ合計では298億円、66億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	115,106	2,465	927	116,644
	当第1四半期連結累計期間	109,480	2,454	853	111,081
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	130,562	3,001	1,802	131,761
	当第1四半期連結累計期間	122,608	2,976	1,671	123,914
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	15,455	535	874	15,117
	当第1四半期連結累計期間	13,127	522	817	12,832
信託報酬	前第1四半期連結累計期間	5,959			5,959
	当第1四半期連結累計期間	5,420			5,420
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	29,167	40		29,208
	当第1四半期連結累計期間	29,835	12		29,848
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	39,503	84		39,587
	当第1四半期連結累計期間	39,371	73		39,445
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	10,335	43		10,379
	当第1四半期連結累計期間	9,536	61		9,597
特定取引収支	前第1四半期連結累計期間	6,449			6,449
	当第1四半期連結累計期間	4,608			4,608
うち特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	6,635			6,635
	当第1四半期連結累計期間	5,642			5,642
うち特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	186			186
	当第1四半期連結累計期間	1,034			1,034
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	11,743	152		11,895
	当第1四半期連結累計期間	6,524	170		6,694
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	19,362	59		19,422
	当第1四半期連結累計期間	12,941	60		13,002
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	7,619	92		7,526
	当第1四半期連結累計期間	6,417	109		6,307

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益合計は394億円、役務取引等費用合計は95億円となり、役務取引等収支合計では298億円となりました。なお国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	39,503	84		39,587
	当第1四半期連結累計期間	39,371	73		39,445
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	6,769	15		6,784
	当第1四半期連結累計期間	7,486	14		7,501
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	8,835	66		8,902
	当第1四半期連結累計期間	8,806	55		8,862
うち信託関連業務	前第1四半期連結累計期間	1,631			1,631
	当第1四半期連結累計期間	2,737			2,737
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	8,615			8,615
	当第1四半期連結累計期間	6,235			6,235
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	1,953			1,953
	当第1四半期連結累計期間	2,586			2,586
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	880	0		881
	当第1四半期連結累計期間	850	0		850
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	3,087			3,087
	当第1四半期連結累計期間	3,060			3,060
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	10,335	43		10,379
	当第1四半期連結累計期間	9,536	61		9,597
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	2,116			2,116
	当第1四半期連結累計期間	2,155			2,155

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別特定取引の状況

当第1四半期連結累計期間の特定取引収益は56億円、特定取引費用は10億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	6,635			6,635
	当第1四半期連結累計期間	5,642			5,642
うち商品有価証券収益	前第1四半期連結累計期間	249			249
	当第1四半期連結累計期間	310			310
うち特定取引有価証券収益	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間				
うち特定金融派生商品収益	前第1四半期連結累計期間	6,301			6,301
	当第1四半期連結累計期間	5,274			5,274
うちその他の特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	83			83
	当第1四半期連結累計期間	57			57
特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	186			186
	当第1四半期連結累計期間	1,034			1,034
うち商品有価証券費用	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間				
うち特定取引有価証券費用	前第1四半期連結累計期間	186			186
	当第1四半期連結累計期間	1,034			1,034
うち特定金融派生商品費用	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間				
うちその他の特定取引費用	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	33,473,697	42,393	807	33,515,284
	当第1四半期連結会計期間	33,764,831	49,280		33,814,112
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	19,775,781	21,823		19,797,604
	当第1四半期連結会計期間	20,616,432	24,879		20,641,311
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	12,894,863	20,570		12,915,433
	当第1四半期連結会計期間	12,548,413	24,401		12,572,815
うちその他	前第1四半期連結会計期間	803,053		807	802,245
	当第1四半期連結会計期間	599,985			599,985
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	1,585,180			1,585,180
	当第1四半期連結会計期間	1,045,650			1,045,650
総合計	前第1四半期連結会計期間	35,058,877	42,393	807	35,100,464
	当第1四半期連結会計期間	34,810,481	49,280		34,859,762

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,003,027	100.00	25,164,412	100.00
製造業	2,542,378	10.17	2,524,530	10.03
農業,林業	13,590	0.06	11,921	0.05
漁業	1,316	0.01	1,228	0.01
鉱業,採石業,砂利採取業	13,463	0.05	14,105	0.06
建設業	656,791	2.63	623,813	2.48
電気・ガス・熱供給・水道業	65,223	0.26	101,903	0.40
情報通信業	275,252	1.10	255,022	1.01
運輸業,郵便業	538,129	2.14	528,903	2.10
卸売業,小売業	2,399,431	9.60	2,350,651	9.34
金融業,保険業	652,221	2.61	631,079	2.51
不動産業	2,287,589	9.15	2,405,539	9.56
物品賃貸業	280,166	1.12	290,642	1.15
各種サービス業	1,550,213	6.20	1,500,220	5.96
国,地方公共団体	798,191	3.19	794,253	3.16
その他	12,929,065	51.71	13,130,595	52.18
海外及び特別国際金融取引勘定分	62,544	100.00	66,555	100.00
政府等				
金融機関				
その他	62,544	100.00	66,555	100.00
合計	25,065,571		25,230,967	

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	12,034,905	48.13	12,244,433	48.65

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	82,572	0.33	59,609	0.25
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	23,970,229	94.39	22,502,119	94.56
受託有価証券	2,256	0.01	4,923	0.02
金銭債権	340,947	1.34	361,277	1.52
有形固定資産	608,570	2.40	518,514	2.18
無形固定資産	3,347	0.01	2,138	0.01
その他債権	6,120	0.02	6,460	0.03
銀行勘定貸	360,497	1.42	322,978	1.36
現金預け金	20,652	0.08	17,811	0.07
合計	25,395,195	100.00	23,795,833	100.00

負債

科目	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	7,196,045	28.34	7,201,758	30.26
年金信託	3,579,038	14.09	3,489,390	14.66
財産形成給付信託	1,071	0.01	1,091	0.01
投資信託	12,909,843	50.84	11,530,749	48.46
金銭信託以外の金銭の信託	297,959	1.17	302,029	1.27
有価証券の信託	178,777	0.70	103,513	0.43
金銭債権の信託	366,039	1.44	373,194	1.57
土地及びその定着物の信託	120,304	0.47	117,984	0.50
土地及びその定着物の 賃借権の信託	2,833	0.01	2,841	0.01
包括信託	743,282	2.93	673,280	2.83
合計	25,395,195	100.00	23,795,833	100.00

(注) 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	159	0.19	149	0.25
農業, 林業				
漁業				
鉱業, 採石業, 砂利採取業				
建設業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業, 郵便業	50	0.06	44	0.07
卸売業, 小売業	142	0.17	114	0.19
金融業, 保険業	20,570	24.91	6,125	10.28
不動産業	2,009	2.43	1,495	2.51
物品賃貸業				
各種サービス業	21	0.03	16	0.03
国, 地方公共団体				
その他	59,620	72.21	51,662	86.67
合計	82,572	100.00	59,609	100.00

(注)「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	51,104	61.89	45,029	75.54

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

金銭信託

科目	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	82,572	19.68	59,609	16.01
有価証券				
その他	336,920	80.32	312,716	83.99
資産計	419,492	100.00	372,326	100.00
元本	418,691	99.81	371,779	99.85
債権償却準備金	247	0.06	178	0.05
その他	554	0.13	369	0.10
負債計	419,492	100.00	372,326	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前第1四半期
連結会計期間 貸出金82,572百万円のうち、破綻先債権額は11百万円、延滞債権額は16,056百万円、貸出条件緩和債権額は3,530百万円であります。なお、3ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

また、これらの債権額の合計額は19,597百万円であります。

当第1四半期
連結会計期間 貸出金59,609百万円のうち、破綻先債権額は16百万円、延滞債権額は1,798百万円、貸出条件緩和債権額は2,075百万円であります。なお、3ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

また、これらの債権額の合計額は3,891百万円であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第3種優先株式	225,000,000
第4種優先株式	2,520,000
第5種優先株式	4,000,000
第6種優先株式	3,000,000
第一回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第二回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第三回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第四回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第一回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第二回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第三回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第四回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
計	7,574,520,000

(注) 1 第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。

2 第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2012年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2012年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,514,957,691	同左 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定の ない当社における標 準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12,000,000	同左 (注)1		単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	8,000,000	同左 (注)1		単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	225,000,000	同左 (注)1		単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第4種優先株式	2,520,000	同左		単元株式数 100株 (注)2、12
第5種優先株式	4,000,000	同左		単元株式数 100株 (注)2、13
第6種優先株式	3,000,000	同左		単元株式数 100株 (注)2、14
計	2,769,477,691	同左 (注)1		

(注) 1 「提出日現在発行数」には、2012年8月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

- 2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、無配となった場合には議決権を有する)。

「預金保険法」に基づく第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

- 3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,501円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

- (2) 引換価額の修正の基準および頻度

修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

修正の頻度

1年に1度(2015年1月1日までの毎年1月1日)

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

引換価額の下限

1,501円

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

39,973,351株(2012年7月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.58%)

- (4) 当社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 丙種優先配当金
- 丙種優先配当金
- 剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
- 丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
- 非累積条項
- ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 非参加条項
- 丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- 丙種優先中間配当金
- 中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
- 残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
- 丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- 取得を請求し得べき期間
- 2015年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- 引換価額
- 引換価額は1,501円とする。
- 引換価額の修正
- 引換価額は、2015年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
- この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- 引換価額の調整
- 今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
- 2015年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、2015年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を2015年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
- 丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

- (7) 議決権条項
丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,240円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記8(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
修正の頻度
1年に1度（2014年7月1日までの毎年7月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
引換価額の下限
3,240円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
30,864,197株（2012年7月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.22%）
- (4) 当社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
己種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
- 非累積条項
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- 己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式 1 株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
取得を請求し得べき期間
2014年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- 引換価額
引換価額は3,240円とする。
- 引換価額の修正
引換価額は、2014年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
2014年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、2014年12月1日をもって、己種優先株式 1 株の払込金相当額(12,500円)を2014年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式 1 株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 9 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
修正の頻度
1年に1度（2011年5月1日以降毎年5月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
引換価額の下限
154円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
2,922,077,922株（2012年7月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数225,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の116.18%）
- (4) 当社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 10 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、2004年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、2004年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、2004年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
- 非累積条項
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 非参加条項
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- 第3種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
取得を請求し得べき期間
2010年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

引換価額は392円とする。

引換価額の修正

引換価額は、毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が154円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

該当ありません。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

12 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第4種優先配当金**第4種優先配当金**

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当率を乗じて算出した額を支払う。

配当率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。

非累積条項

ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第4種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2013年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

13 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675%（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。

非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2014年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

14 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第6種優先配当金

第6種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年4.95%（払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭）とする。

非累積条項

ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第6種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2016年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年4月1日～ 2012年6月30日		2,769,477		340,472		340,472

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である2012年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2012年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000		各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,185,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,449,715,900 第3種第一回優先株式 225,000,000	普通株式 24,497,159 第3種第一回優先株式 2,250,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注)1 (注)2
単元未満株式	普通株式 1,056,791		(注)3
発行済株式総数	2,769,477,691		
総株主の議決権		26,747,159	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,500株(議決権65個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式59株が含まれております。

【自己株式等】

2012年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リソナ ホールディングス	東京都江東区木場 一丁目5番65号	64,185,000		64,185,000	2.55
計		64,185,000		64,185,000	2.55

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

3 2012年6月30日現在の自己名義所有株式数は64,186,200株であります。なお、この他に従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式が8,848,000株あります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自2012年4月1日 至2012年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自2012年4月1日 至2012年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2012年6月30日)
資産の部		
現金預け金	2,707,761	1,954,771
コールローン及び買入手形	246,323	256,632
買入金銭債権	439,726	426,873
特定取引資産	696,538	858,189
金銭の信託	-	415
有価証券	11,335,875	10,734,161
貸出金	25,782,695	25,230,967
外国為替	76,340	54,500
その他資産	1,158,028	1,292,233
有形固定資産	307,088	306,001
無形固定資産	51,860	49,104
繰延税金資産	169,357	162,113
支払承諾見返	608,435	600,610
貸倒引当金	379,863	348,664
投資損失引当金	338	317
資産の部合計	43,199,830	41,577,593

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2012年6月30日)
負債の部		
預金	34,523,604	33,814,112
譲渡性預金	1,337,560	1,045,650
コールマネー及び売渡手形	408,527	304,433
売現先勘定	11,998	10,993
債券貸借取引受入担保金	345,063	110,067
特定取引負債	273,269	326,252
借入金	1,512,904	1,274,613
外国為替	2,051	1,424
社債	797,076	772,923
信託勘定借	354,818	322,978
その他負債	1,089,568	1,090,770
賞与引当金	13,943	4,095
退職給付引当金	12,481	13,053
その他の引当金	41,358	41,175
繰延税金負債	125	131
再評価に係る繰延税金負債	23,713	23,713
支払承諾	608,435	600,610
負債の部合計	41,356,500	39,756,999
純資産の部		
資本金	340,472	340,472
資本剰余金	237,082	237,082
利益剰余金	1,086,691	1,083,572
自己株式	86,849	90,037
株主資本合計	1,577,397	1,571,090
その他有価証券評価差額金	92,243	73,032
繰延ヘッジ損益	27,124	30,940
土地再評価差額金	41,303	41,303
為替換算調整勘定	4,629	4,424
その他の包括利益累計額合計	156,042	140,851
少数株主持分	109,890	108,651
純資産の部合計	1,843,329	1,820,593
負債及び純資産の部合計	43,199,830	41,577,593

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)
経常収益	218,747	209,827
資金運用収益	131,761	123,914
(うち貸出金利息)	112,450	106,242
(うち有価証券利息配当金)	14,188	13,217
信託報酬	5,959	5,420
役務取引等収益	39,587	39,445
特定取引収益	6,635	5,642
その他業務収益	19,422	13,002
その他経常収益	15,381 ₁	22,401 ₁
経常費用	132,122	140,872
資金調達費用	15,117	12,832
(うち預金利息)	8,186	6,399
役務取引等費用	10,379	9,597
特定取引費用	186	1,034
その他業務費用	7,526	6,307
営業経費	88,509	87,540
その他経常費用	10,403 ₂	23,560 ₂
経常利益	86,624	68,955
特別利益	202	576
固定資産処分益	202	576
特別損失	598	560
固定資産処分損	176	439
減損損失	422	120
税金等調整前四半期純利益	86,228	68,972
法人税、住民税及び事業税	3,800	13,654
法人税等調整額	17,905	11,021
法人税等合計	21,706	24,675
少数株主損益調整前四半期純利益	64,522	44,296
少数株主利益	1,194	1,010
四半期純利益	63,327	43,285

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2011年4月1日 至2011年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2012年4月1日 至2012年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	64,522	44,296
その他の包括利益	3,144	18,301
其他有価証券評価差額金	1,046	19,217
繰延ヘッジ損益	4,510	3,815
為替換算調整勘定	2,416	2,893
持分法適用会社に対する持分相当額	3	6
四半期包括利益	67,666	25,994
親会社株主に係る四半期包括利益	69,068	28,094
少数株主に係る四半期包括利益	1,401	2,100

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、2012年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる影響は軽微であります。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)
(従業員持株会支援信託E S O P) 当社は、2012年1月31日付で「従業員持株会支援信託E S O P」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決定し、同年4月19日までに当社株式の取得を完了いたしました。 E S O P信託による当社株式の取得・処分については、当社がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視する観点から、当社とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。したがって、E S O P信託が所有する当社株式については四半期連結貸借対照表において自己株式として表示し、E S O P信託の資産及び負債並びに費用及び収益については四半期連結財務諸表に含めて計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2012年6月30日)
破綻先債権額	13,970百万円	12,538百万円
延滞債権額	457,844百万円	464,355百万円
3ヵ月以上延滞債権額	4,555百万円	6,335百万円
貸出条件緩和債権額	274,523百万円	268,980百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2012年6月30日)
金銭信託	407,227百万円	371,779百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2011年4月1日 至2011年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2012年4月1日 至2012年6月30日)
貸倒引当金戻入益	5,191百万円	14,672百万円
償却債権取立益	6,384百万円	3,153百万円
株式等売却益	938百万円	1,077百万円

2 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2011年4月1日 至2011年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2012年4月1日 至2012年6月30日)
貸出金償却	7,180百万円	6,147百万円
株式等売却損	161百万円	3,140百万円
株式等償却	1,275百万円	10,112百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2011年4月1日 至2011年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2012年4月1日 至2012年6月30日)
減価償却費	6,636百万円	7,024百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2011年5月13日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2011年3月31日	2011年6月9日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回 優先株式	5,301	23.56			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第6種 優先株式	3,712	1,237.50			

当第1四半期連結累計期間(自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2012年5月11日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2012年3月31日	2012年6月6日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回 優先株式	4,810	21.38			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第6種 優先株式	3,712	1,237.50			

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	68,998	73,643	13,209	155,851	8,170	164,022
経費	43,403	38,163	2,366	83,934		83,934
実勢業務純益	25,594	35,429	10,842	71,867	8,170	80,037
与信費用	1,679	6,998		5,318		5,318
与信費用控除後業務純益(計)	23,915	42,427	10,842	77,186	8,170	85,356

- (注) 1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
2. 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
3. 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額50百万円(利益)を除いております。
4. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
5. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
6. 減価償却費は、経費に含まれております。

2 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	77,186
「その他」の区分の損益	8,170
与信費用以外の臨時損益	1,649
特別損益	395
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	2,917
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	86,228

- (注) 1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
2. 特別損益には、減損損失等が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	65,721	68,808	17,647	152,177	335	151,842
経費	44,358	37,091	2,182	83,632		83,632
実勢業務純益	21,363	31,717	15,465	68,545	335	68,210
与信費用	2,452	9,992		12,444		12,444
与信費用控除後業務純益(計)	23,815	41,709	15,465	80,990	335	80,655

(注) 1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。

2. 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。

3. 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額 0百万円(損失)を除いております。

4. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。

5. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。

6. 減価償却費は、経費に含まれております。

2 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	80,990
「その他」の区分の損益	335
与信費用以外の臨時損益	14,281
特別損益	33
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	2,565
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	68,972

(注) 1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。

2. 特別損益には、減損損失等が含まれております。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、「個人部門」に含まれていた一部の商品(アパートマンションローン等)について、当第1四半期連結会計期間から、「法人部門」に含めて計上するよう変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分により表示しており、前第1四半期連結累計期間の「1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報」に記載しております。

(有価証券関係)

1. 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。
2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2012年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,693,953	1,730,083	36,130
地方債	359,597	373,008	13,410
社債	7,135	7,226	90
合計	2,060,686	2,110,318	49,631

当第1四半期連結会計期間(2012年6月30日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,693,589	1,740,894	47,304
地方債	374,846	390,600	15,753
社債	6,834	6,922	87
合計	2,075,271	2,138,417	63,145

(注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券

前連結会計年度(2012年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	342,599	463,947	121,347
債券	8,451,005	8,463,576	12,571
国債	7,393,301	7,396,235	2,933
地方債	183,554	188,858	5,304
社債	874,149	878,482	4,332
その他	365,148	363,129	2,018
合計	9,158,753	9,290,653	131,900

当第1四半期連結会計期間(2012年6月30日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	328,962	414,382	85,420
債券	7,897,295	7,921,321	24,025
国債	6,742,739	6,754,106	11,366
地方債	204,501	211,334	6,833
社債	950,054	955,879	5,824
その他	337,447	334,800	2,647
合計	8,563,705	8,670,503	106,797

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については主として当第1四半期連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は9,570百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2012年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	26,506	2	2
店頭	金利スワップ	50,562,120	4,897	4,897
	キャップ	116,270	1,674	1,759
	フロアー	92,115	1,368	1,329
	スワップション	6,257,000	18,219	5,876
	合計		26,162	13,864

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第1四半期連結会計期間(2012年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	102,323	2	2
店頭	金利スワップ	52,031,217	1,050	1,050
	キャップ	112,051	1,786	1,855
	フロアー	89,379	1,432	1,375
	スワップション	7,172,000	23,084	8,236
	合計		27,356	12,520

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2012年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,247,504	16,504	27,474
	為替予約	1,655,259	26,475	26,475
	通貨オプション	2,788,492	69,911	74,713
	合計		26,931	75,711

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

当第1四半期連結会計期間(2012年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,162,284	18,926	28,498
	為替予約	1,545,922	34,327	34,327
	通貨オプション	2,611,043	73,753	78,396
	合計		20,499	72,567

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	25.83	17.71
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	63,327	43,285
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る四半期純利益	百万円	63,327	43,285
普通株式の期中平均株式数	千株	2,450,778	2,443,367
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		18.60	11.87
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	952,868	1,202,181

(注) 「普通株式の期中平均株式数」については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する当社株式(当第1四半期連結累計期間7,404千株)を控除しております。

2 【その他】

(1) 剰余金の配当に係る取締役会決議の内容

当四半期連結会計期間において、以下の通り取締役会による配当の決議がありました。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2012年5月11日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2012年3月31日	2012年6月6日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回 優先株式	4,810	21.38			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第6種 優先株式	3,712	1,237.50			

(2) 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2012年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2012年6月30日)
1株当たり純資産額	円	354.35	353.79
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	1,843,329	1,820,593
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	974,885	956,651
うち少数株主持分	百万円	109,890	108,651
うち優先株式	百万円	848,000	848,000
うち優先配当額	百万円	16,995	
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結 会計年度末)の純資産額	百万円	868,444	863,941
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半 期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通 株式の数	千株	2,450,772	2,441,923

(注) 「1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末の普通株式の数」については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する当社株式(当第1四半期連結会計期間8,848千株)を控除しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2012年 8月 8日

株式会社 リそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大森 茂 印
--------------------	--------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 充 男 印
--------------------	----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧野 あや子 印
--------------------	----------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リそなホールディングスの2012年4月1日から2013年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2012年4月1日から2012年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2012年4月1日から2012年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リそなホールディングス及び連結子会社の2012年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。